

**2027年国際園芸博覧会における
有償貸付に係る非課税措置について**

**2025 年 10 月
公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会**

2027年国際園芸博覧会における有償貸付に係る非課税措置について

令和7年度税制改正においては、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)との間に一定の固定資産を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者に対する不動産取得税・固定資産税・都市計画税の非課税措置が認められたところです。

本資料では、一定の物件(GX House 等)を博覧会協会に有償で貸し付ける者が当該措置の適用を受けるために必要な手続きをまとめていますので、当該措置の活用を検討される場合には必ずご参照ください。

1. 制度の概要

<対象者・対象資産・措置内容>

地方税法附則第78条第7項及び第10項に基づき、博覧会協会との間に物件を博覧会協会に有償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者(以下「有償貸与者」という。)については、当該物件の取得に係る不動産取得税と所有に係る固定資産税・都市計画税が非課税となります。

ただし、非課税措置の対象となる物件は、当該有償貸与者が、①所有しており、かつ、②非商業的活動※のために供されるものに限られています。

※ 博覧会のために供される物件であっても、物品販売事業や飲食店事業等のために供されるものは措置の対象外となります。

<適用期間>

令和7年度から令和10年度の間の時限措置となります。

2. 手続き方法

有償貸与者が非課税措置の適用を受けるためには、地方公共団体の長に対して、博覧会協会との間の契約書の写しを提出する必要があります。

また、当該契約書の写しには、公益社団法人リース事業協会による確認を受けた固定資産税等計算書を添付する必要があります。

具体的な手続きの流れは以下のとおりです。

<手続きの流れ>

- ① 有償貸与者は、原則、博覧会協会との契約締結前に、「固定資産税等計算書」※1を作成し、(公社)リース事業協会の確認を依頼します。

注) 貸付契約を締結した後、建築確認申請前(物件の設計・仕様が固まる時点)において「固定資産税等計算書」の確認依頼をすることもできます(貸付契約の締結後に、物件の設計・仕様

が変更された場合又は変更となる見込みが大きい場合など。）。この場合は、「貸付契約書」の写し(変更内容が分かる資料を含みます。)を添付してください。

- ② リース事業協会では、上記①の申請を受けて、「固定資産税等計算書」を確認します。
- ③ 博覧会協会と有償貸与者の間で、有償貸与者が所有する家屋を博覧会協会に貸与する契約を締結します。^{※2}

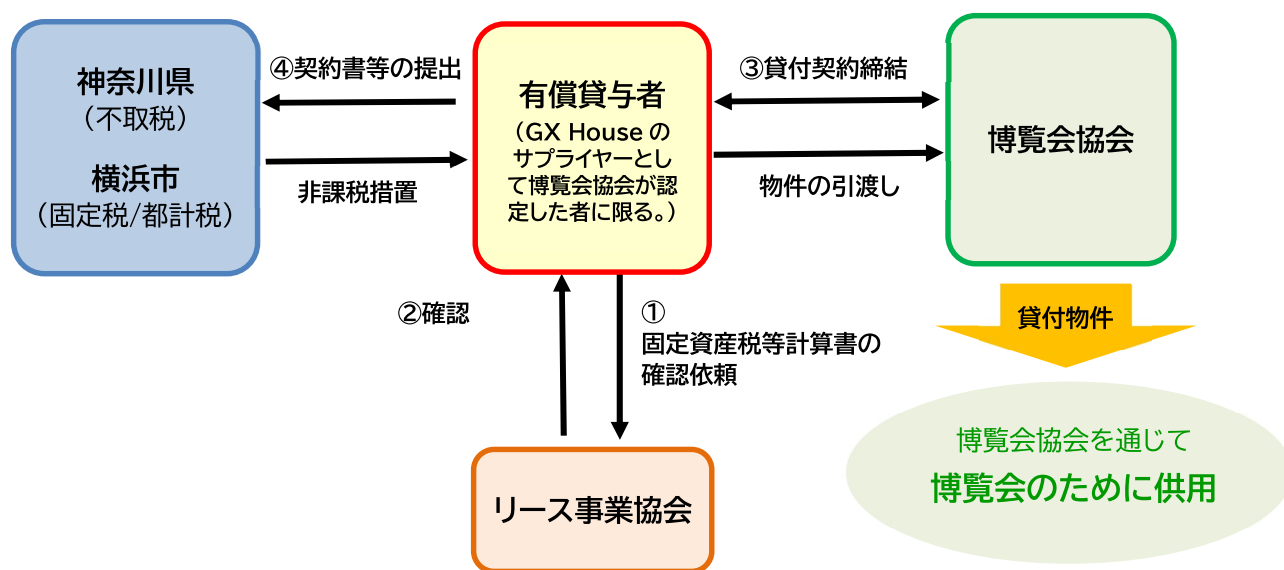
その際、契約書には①で確認を受けた「固定資産税等計算書」を添付します。

- ④ 有償貸与者は、税務申告の際に、契約書と固定資産税等計算書の写しを神奈川県知事(不動産取得税)又は横浜市長(固定資産税/都市計画税)に提出します。

※1 (公社)リース事業協会の確認を受ける場合には、同協会にご連絡ください(P.4参照)。貸付料見積書及び固定資産税等計算書のほか、関係資料の提出が必要となる場合があります。

※2 貸付契約の条件等の詳細については、P.4の博覧会協会の連絡先にご確認ください。

<手続きフロー図>



<地方公共団体の長への申請書類>

- ・ 非課税措置の適用を受けようとする有償貸与者は、以下の書類を地方公共団体(神奈川県/横浜市)の税務窓口にご提出ください。

- (1) 博覧会協会との間の貸付契約書の写し
- (2) (公社)リース事業協会による確認を受けた固定資産税等計算書の写し

<固定資産税等計算書のイメージ>

2027 年国際
園芸博覧会用

注:1 件当たり 2 通作成 有償貸与者用・博覧会協会用

固定資産税等計算書

年 月 日

(貸与先) 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

(有償貸与者名) □□□ 株式会社
代表者等

印

代表者等は博覧会協会との間で家屋等の貸付契約を行う契約締結者の氏名(代表者又は契約締結権限者)を記載し、当該契約に用いる印章を押印する。

地方税法附則第 78 条第 7 項及び第 10 項の規定に基づき、貸し付け契約の対象物件に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が非課税となりますので、当該非課税分について下記の通り貸付料から控除し計算します。

注)金額は消費税抜きで表示する。	固定資産税等が非課税 となった貸付料総額	(参考)固定資産税等が非課 税になる前の貸付料総額
貸付料総額	102,500,000 円	107,630,000 円
物件金額 (評価額(想定))	100,000,000 円	100,000,000 円
手数料等	2,500,000 円	2,500,000 円
不動産取得税(評価額×4%)	0 円	3,600,000 円
固定資産税(評価額×1.4%×貸付年数)	0 円	1,260,000 円
都市計画税(評価額×0.3%×貸付年数)	0 円	270,000 円

(備考)

(注)「手数料等」が非課税前と比べて上回る場合は確認印を押印しません。

貸付期間

2026 年 9 月 1 日～2027 年 12 月 31 日

*本計算書は貸付期間が終了した後、10 年間保存してください。

上記内容の確認印

確認後、リース事業
協会が確認番号を
付して押印

20250001
(西暦+連番)

3. ホームページ・問い合わせ先

<博覧会協会との契約内容に関する問い合わせ>

- ・ 博覧会協会との貸付契約を希望される場合は、博覧会協会の以下の連絡先までご相談ください。

【連絡先】

公益社団法人2027年国際博覧会協会 財務部経理課
電話番号:045-307-2045

【手引き】

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20250401/

<固定資産税等計算書等の確認に関する問い合わせ>

- ・ 固定資産税等計算書等の確認を受ける場合には、公益社団法人リース事業協会にご連絡ください。
- ・ 確認を受ける際の留意事項については同協会の手引きもご参照ください。

【連絡先】

公益社団法人リース事業協会 有償貸付に係る非課税措置担当
電話番号:03-3595-1501

【手引き】

<https://www.leasing.or.jp/studies/toshigenzei.html>